

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定・出産後の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
新生児の国保加入手続きや出産育児一時金支給申請、乳幼児等医療費助成受給申請などは出産後でなければできないため、出産後に様々な手続きを一度に済ませることを推奨します（窓口は同じです）。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産月		
多胎の方				出産月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 出産予定日を確認することができる書類
- ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
- ③ 世帯主と出産する方のマイナンバーがわかるもの

※出産後の届出の場合、①と②は必要ありません。

届出先

留萌市役所 市民課保険給付係（1階2番窓口）電話：0164-42-1805